

全国健康保険協会管掌健康保険
現金給付受給者状況調査報告

平成 26 年度

全国健康保険協会

第一部 傷病手当金

I 調査の概要

1. 調査の目的

全国健康保険協会管掌健康保険(法第3条第2項被保険者を除く。)の傷病手当金の受給者の状況を調査し、事業運営のために必要な基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査の対象

平成26年10月の傷病手当金受給者全員を調査対象としている。

3. 調査事項

受給者の性、年齢、標準報酬月額、傷病名、支給日数、支給金額、支給回数、支給期間及び事業所の状況。

Ⅱ 調査結果の概要

調査対象件数は87,905件である。平成26年10月の協会けんぽ月報の傷病手当金の実績件数86,674件とは1,231件の差があるが、これは集計時点の違いによるものである。

なお、この調査の疾病分類は社会保険表章用疾病分類表による。

1. 性別、年齢階級別の状況

性別別に支給件数の構成割合をみると、男性が59.24%、女性が40.76%であり、被保険者の男女の構成割合と比べると、女性の支給件数の構成割合がわずかに高くなっている。(表1)

表1 性別別支給件数の構成割合

	男女別割合(%)		男女別被保険者割合(%)	
	男性	女性	男性	女性
合計	59.24	40.76	60.74	39.26

年齢階級別にみると、60～64歳が13.88%で最も高く、次いで55～59歳(13.47%)が高い。男女別では、男性は女性に比べて50歳以上の階級で高くなっている。

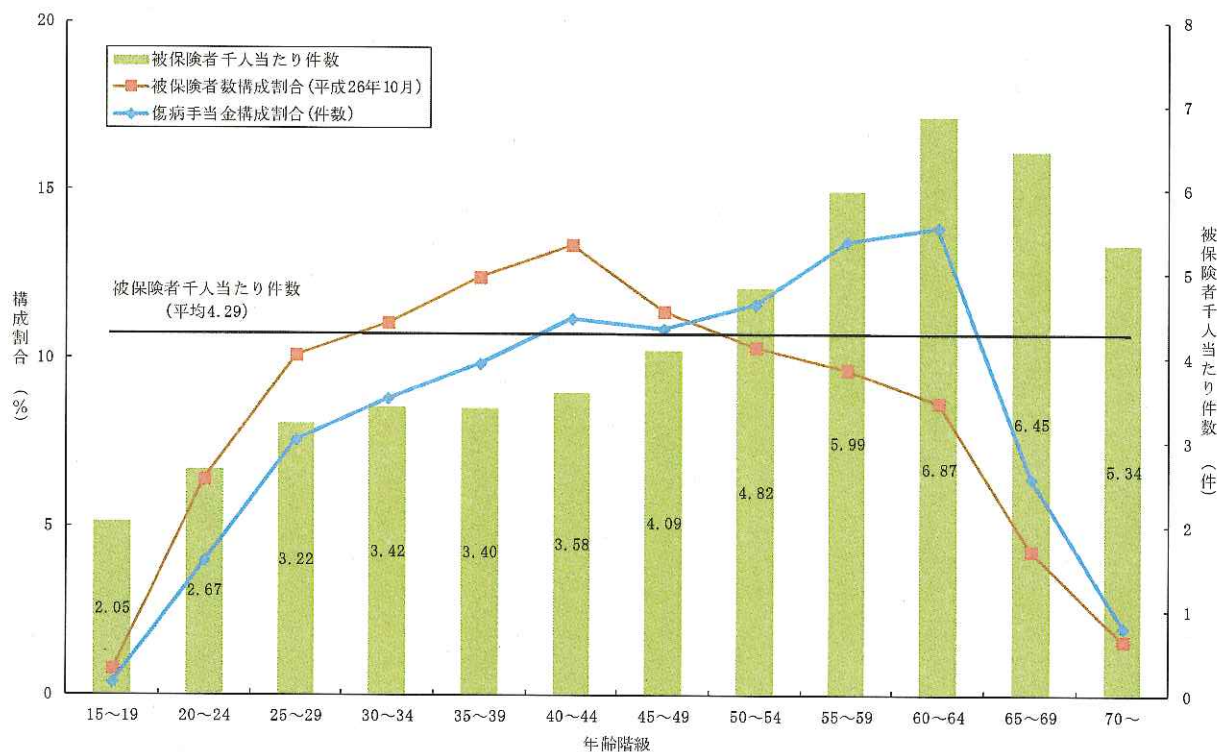
1件当たり日数の平均は33.02日であり、男女別にみると、男性が32.47日、女性が33.82日となっており、女性の方が長くなっている。年齢階級別にみると、男性、女性ともに20歳未満で30日未満となっているが、年齢が高くなるに従い期間が長くなる傾向がみられ、男性では70歳以上で、女性では55歳以上で35日以上となっている。また、25～29歳の年齢階級を除き男性より女性の方が長くなっている。(表2)

表2 性別・年齢階級別支給状況

	件数の割合(%)			1件当たり日数(日)			1件当たり金額(円)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	100.00	100.00	100.00	33.02	32.47	33.82	178,950	193,534	157,751
15～19歳	0.37	0.33	0.42	26.48	25.65	27.42	97,048	94,985	99,398
20～24歳	3.98	2.54	6.08	30.68	30.35	30.88	131,418	135,732	128,792
25～29歳	7.58	4.98	11.36	32.48	32.56	32.43	155,872	164,908	150,112
30～34歳	8.81	6.65	11.94	32.57	32.06	32.99	168,976	181,086	159,173
35～39歳	9.83	8.76	11.39	32.13	31.26	33.09	176,991	191,403	160,882
40～44歳	11.17	10.77	11.76	32.14	31.62	32.84	186,663	205,323	161,818
45～49歳	10.87	10.56	11.31	32.88	32.08	33.97	195,404	214,713	169,211
50～54歳	11.60	11.85	11.24	32.87	31.68	34.69	196,989	214,977	169,409
55～59歳	13.47	15.09	11.12	33.33	32.46	35.05	197,989	212,827	168,733
60～64歳	13.88	17.39	8.79	34.18	33.53	36.07	172,208	182,072	143,846
65～69歳	6.43	8.42	3.54	34.90	33.96	38.17	158,417	164,325	137,959
70歳以上	2.00	2.65	1.06	37.46	36.96	39.26	177,182	183,453	154,288

傷病手当金の支給件数の年齢階級別構成割合を被保険者の年齢階級別構成割合と比較したものが図1であり、50歳未満では傷病手当金の支給件数の構成割合が低く、50歳以上では高くなっている。特に、55歳から64歳までの階級では被保険者数の構成割合に比べ大幅に高くなっている。その結果、被保険者千人当たり件数は若い年齢で低く、年齢が高くなるに従い増加し、65歳以降は緩やかな減少傾向となっている。

図1 年齢階級別傷病手当金件数、被保険者数の構成割合と被保険者千人当たり件数



2. 傷病別の支給状況

傷病手当金の受給の原因となった傷病別に件数の構成割合をみると、精神及び行動の障害が26.51%で最も高く、次いで新生物(19.78%)、循環器系の疾患(11.08%)、筋骨格系及び結合組織の疾患(11.03%)、損傷・中毒及びその他の外因の影響(7.43%)となっている。男女別にみると、男女ともに精神及び行動の障害が高く、男性では24.43%、女性では29.53%となっている。(表3)

年度別に傷病手当金の受給の原因となった傷病別の件数の構成割合をみると、消化器系の疾患は、平成7年は14.64%であったが、平成26年は4.23%と大幅に減少しており、一方、精神及び行動の障害は、平成7年は4.45%であったが、平成15年には10.14%と10%を超え、平成26年には26.51%と大幅に増加している。(表4)

傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を平成26年10月分の診療報酬明細書(以下「レセプト」と言う。)の傷病別における件数の構成割合(入院)と比較したものが図2である。精神及び行動の障害、神経系の疾患、筋骨格系・結合組織の疾患は傷病手当金が高く、循環器系の疾患、消化器系の疾患、腎尿路性器系の疾患の割合はレセプトが高くなっている。

傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を年齢階級別にみると、精神及び行動の障害が50歳

図2 傷病別における件数の構成割合の比較

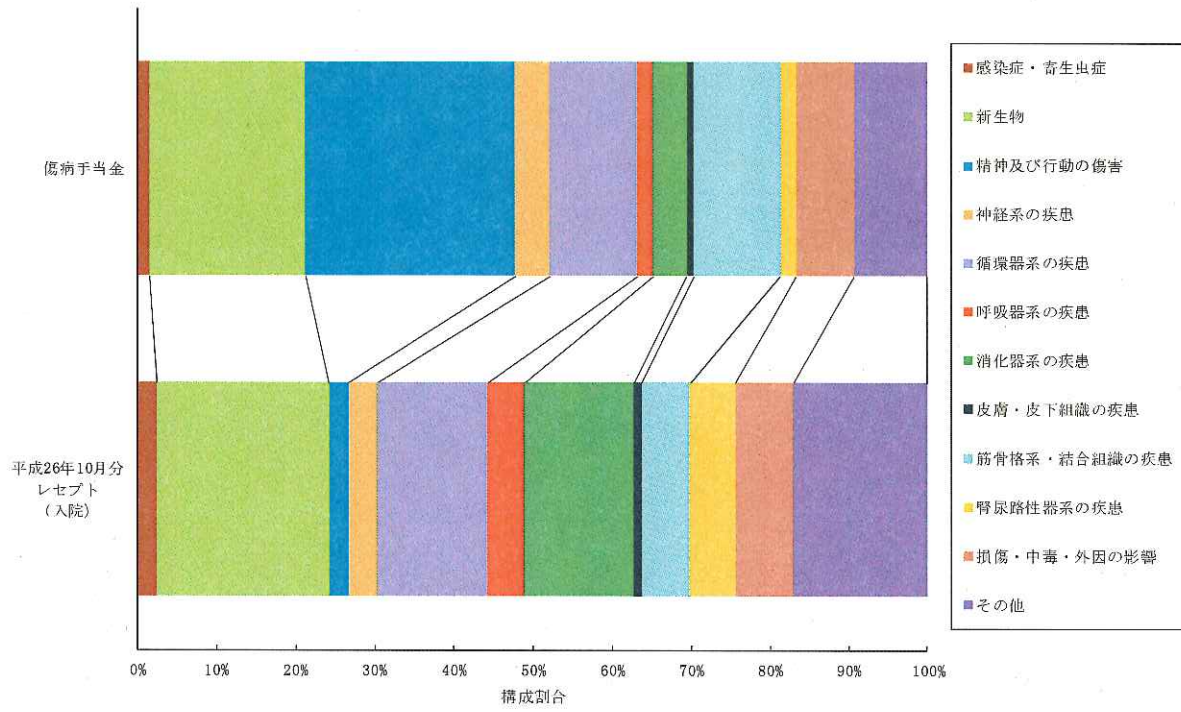
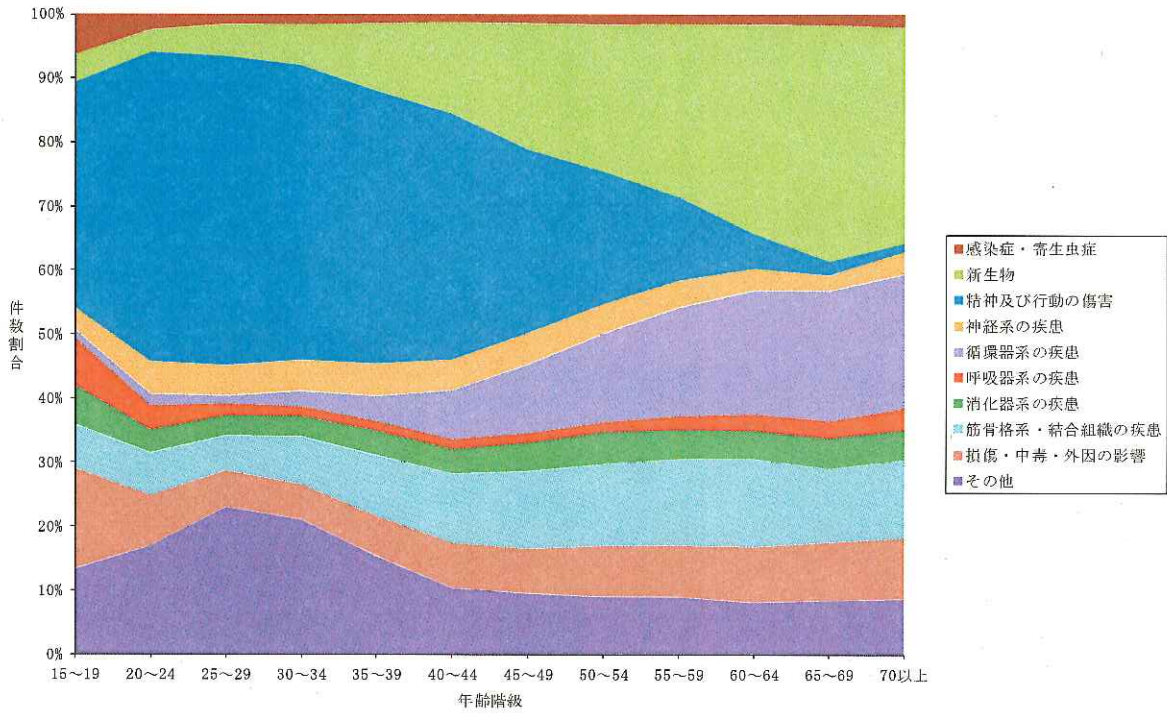


図3 年齢階級別、傷病別の件数割合



3. 事業所の業態、規模別の支給状況

事業所の業態別に傷病手当金の件数の割合をみると、医療業・保健衛生(10.70%)、社会保険・社会福祉・介護事業(10.18%)が高くなっている。男女別にみると、男性ではその他の運輸業(11.49%)、道路貨物運送業(9.38%)が高く、女性では医療業・保健衛生(21.78%)、社会保険・社会福祉・介護事業(18.93%)が高くなっている。傷病手当金の件数の割合を被保険者の業態別の構成割合と比較すると、その他の運輸業、医療業・保健衛生、道路貨物運送業は傷病手当金の割合が高く、卸売業、飲食料品以外の小売業、公務は低くなっている。(分析表第3表)

産業大分類別に被保険者千人当たり件数をみたものが図4である。運輸業・郵便業、鉱業・採石業・砂利採取業、医療・福祉が高く、公務、不動産業・物品賃貸業、金融・保険業が低くなっている。

被保険者千人当たり件数を事業所の規模別にみると、件数割合では100~299人の規模が20.07%で最も高く、次いで50~99人(14.96%)、500人以上(13.09%)となっている。これを男女別にみると、男女ともに規模100~299人で最も高く、男性が17.89%、女性が23.23%となっている。(表5)

1件当たり日数は規模が10人未満及び300人以上の事業所では33日を超えているが、他の階級では33日未満となっている。(分析表第4表)

図4 業態別、被保険者千人当たり件数の比較

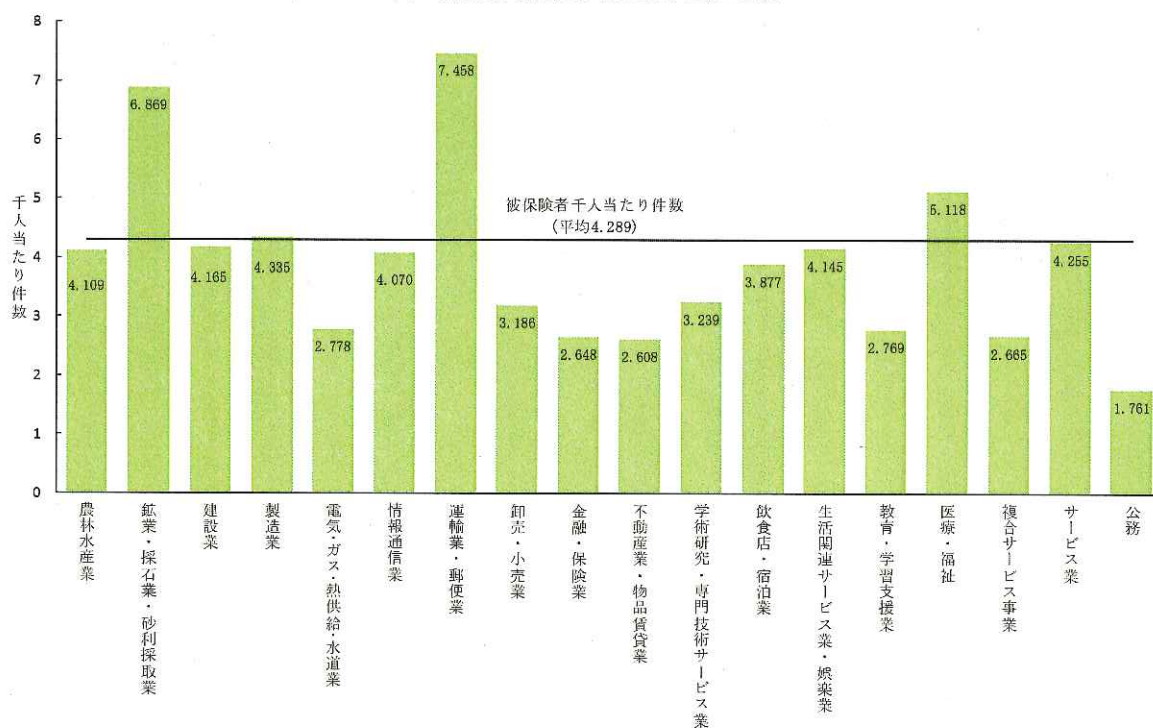


表5 事業所の規模別・性別 支給状況

(%)

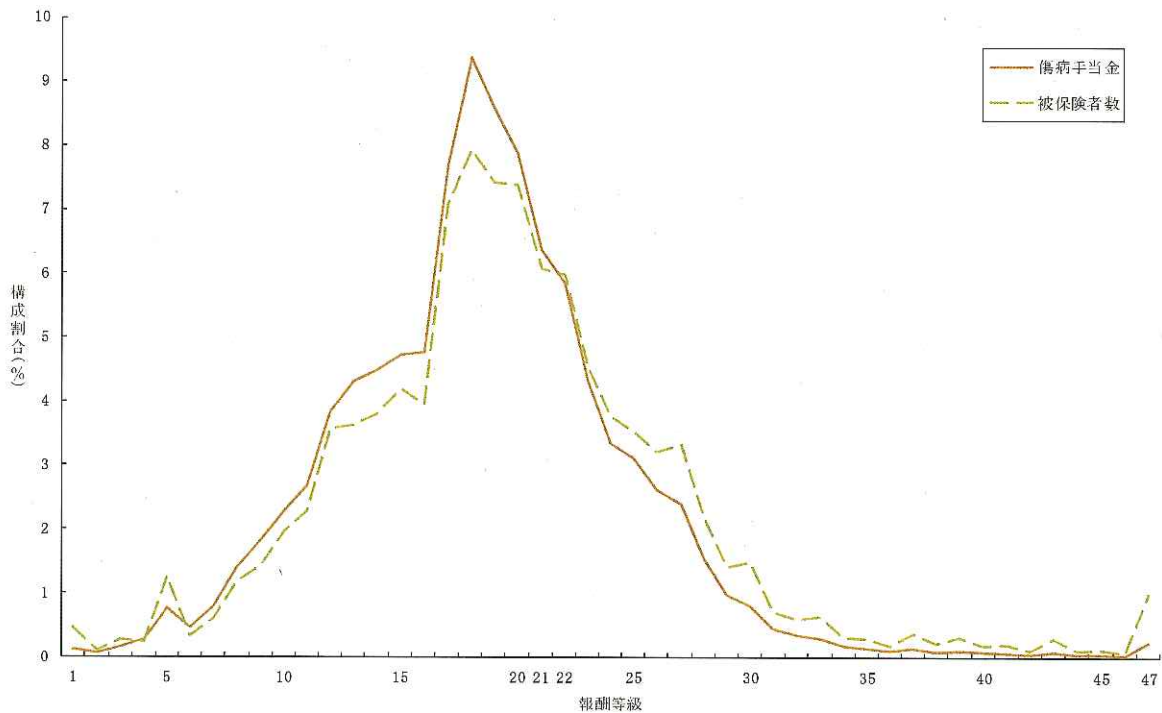
	傷病手当金			(参考)
	総数	男性	女性	被保険者数
総数	100.00	100.00	100.00	100.00
2人以下	2.97	3.48	2.22	3.87
3・4人	3.39	3.89	2.65	4.91
4人以下(再)	6.36	7.38	4.87	8.78
5～9人	8.45	9.96	6.24	10.19
10～19人	11.92	13.81	9.17	12.36
20～29人	8.22	8.98	7.12	7.79
30～49人	10.38	11.43	8.87	9.57
50～99人	14.96	14.74	15.28	12.95
100～299人	20.07	17.89	23.23	17.63
300～499人	6.54	5.15	8.57	6.33
500人以上	13.09	10.65	16.64	14.39
1000人以上(再)	6.97	5.77	8.70	7.91

4. 標準報酬等級別の支給状況

傷病手当金の支給件数について標準報酬等級別の構成割合をみると、18級(220千円)が9.37%で最も高くなっている。男女別にみると、男性は20級(260千円)が8.96%で最も高く、女性は18級(220千円)が10.09%で最も高くなっている。(分析表第6表)

被保険者の標準報酬等級別の分布と比較すると図5のようになり、傷病手当金の受給者は、21級までは被保険者数の構成割合より概ね高くなっているが、22級以上では被保険者数の構成割合より低くなっている。

図5 標準報酬等級別分布の比較



5. 支給日数別の支給状況

支給日数別の件数の割合をみると、31日(26.99%)、30日(16.43%)の割合が高くなっており、この両日数で4割強を占めている。1日当たりの金額をみると、支給日数が31日で5,785円と最も高くなっている。(表6)

表6 支給日数別 支給状況

日 数 階 級	件 数 の 割 合 (%)	1 日 当 た り 金 額 (円)
総 数	100.00	5,420
1～10日	7.94	5,051
11～20日	12.69	5,155
21～29日	12.39	5,324
30日	16.43	5,606
31日	26.99	5,785
32～40日	5.74	5,230
41～50日	4.07	5,186
51～60日	2.99	5,155
61日以上	10.77	5,248

6. 支給回数別の支給状況

傷病手当金の支給回数(申請回数)別の件数割合をみたものが表7である。

1回が32.79%で最も高くなっており、回数が増えるに従い件数割合は減少しているが、11回以上(1回の日数が30日とするとほぼ1年分)申請している者も14.56%いる。

男女別にみると、女性の1回の割合は男性に比べ約8.1ポイント高くなっており、全体的に女性の方が支給回数は少なくなっている。

表7 支給回数別 件数割合

	合 計 (%)	男 性 (%)	女 性 (%)
総 数	100.00	100.00	100.00
1 回	32.79	29.50	37.56
2 回	13.95	13.51	14.60
3 回	9.14	9.20	9.05
4 回	6.63	7.17	5.86
5 回	5.38	5.76	4.83
6 回	4.67	4.99	4.21
7 回	3.92	4.19	3.53
8 回	3.46	3.70	3.11
9 回	2.95	3.15	2.65
10 回	2.55	2.75	2.26
11回以上	14.56	16.08	12.35

7. 支給期間別の支給状況

傷病手当金の支給期間(支給開始日から平成26年10月の申請の支給末日までの期間)別の支給状況をみたものが表8であり、平均支給期間は165.74日(約5.5ヶ月)となっている。

支給期間別の件数の割合は30日以下が22.46%と最も高く、31～60日が14.81%、61～90日が10.22%となっており、期間が長くなるに従い割合が低下する傾向がある。

支給期間を男女別にみると、平均支給期間は男性が174.37日、女性は153.20日となっており、男性の方が長くなっている。

平均支給期間を傷病別にみると、精神及び行動の障害(216.89日)、神経系の疾患(198.38日)、循環器系の疾患(194.25日)が長く、一方、周産期に発生した病態(43.18日)、妊娠、分娩及び産じょく(53.81日)は短くなっている。男女別にみると、男性は精神及び行動の障害(221.08日)、神経系の疾患(204.96日)が長く、女性も同じく精神及び行動の障害(211.84日)、神経系の疾患(188.81日)が長くなっている。(分析表第9表)

表8 支給期間別 支給状況

	総 数		男 性		女 性	
	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
総 数	100.00	176,418	100.00	190,690	100.00	154,506
30日以下	22.46	85,863	20.94	94,466	24.66	75,248
31～60日	14.81	182,163	13.82	197,730	16.25	162,915
61～90日	10.22	215,316	9.76	228,313	10.88	198,368
91～120日	6.97	211,721	7.07	224,746	6.83	192,113
121～150日	5.40	210,180	5.59	220,698	5.11	193,446
151～180日	4.47	217,228	4.67	230,991	4.19	194,928
181～210日	4.31	215,025	4.52	226,675	4.00	195,856
211～240日	3.74	212,510	4.02	227,145	3.35	187,008
241～270日	3.12	217,763	3.35	231,335	2.79	194,121
271～300日	2.73	209,477	2.88	226,589	2.52	181,122
301～330日	2.76	207,734	2.97	220,783	2.46	184,807
331～360日	2.71	211,087	2.90	223,842	2.44	189,009
361～390日	2.62	211,092	2.78	224,548	2.38	188,239
391～420日	2.40	210,930	2.59	222,672	2.12	190,086
421～450日	2.45	212,503	2.65	224,798	2.17	190,605
451～480日	2.33	207,166	2.46	221,050	2.13	183,839
481～510日	2.15	205,115	2.29	221,079	1.93	177,586
511～540日	1.85	213,857	2.05	227,943	1.56	186,845
541日以上	2.49	187,325	2.66	196,314	2.23	171,720
平均支給期間(日)	165.74		174.37		153.20	

8. 減額支給の状況

傷病手当金は労務不能になってから3日間は支給されず、4日目から支給が開始される(健康保険法第99条)。また、出産手当金が支給された場合や、報酬の全部または一部を受けることができる場合には、全部または一部が支給停止される(同法第103条、第108条第1項)。さらに、厚生年金保険法による障害厚生年金や障害手当金を受給できるときにも同様の措置が設けられている(同法第108条第2項及び第3項)。

今回の調査客体のうち、傷病手当金の全部または一部が支給停止となっているものは38,877件であり、全体の44.23%となっている。支給日数(一部減額されて支給された日数を含む。)は1,169,959日であり、全額不支給の日数は165,716日となっている。また、減額金額(全額不支給となった金額は含まない。)は41億5,472万円となっている。(表9)

表9 減額事由別 減額者への支給状況

減 額 事 由	件 数	日 数	金 額 (千円)	減 額 金 額 (千円)	不 支 給 日 数
総 数	38,877	1,169,959	5,758,009	4,154,723	165,716
初回請求で3日間の待機期間	27,845	806,209	4,120,201	340,414	105,953
報酬の一部支給	3,740	109,541	588,564	300,153	15,541
障害年金受給	897	34,010	118,936	934,065	325
障害手当金支給	-	-	-	-	-
老齢年金または退職共済年金受給	2,783	110,491	361,653	2,380,733	2,254
労災保険法の休業補償費	3	80	241	133	12
公害補償法の補償給付	-	-	-	-	-
そ の 他	3,609	109,628	568,415	199,225	41,631

- 注1 「件数」は、減額期間または不支給期間がある者に係るものである。
 2 「日数」は、一部減額されて支給された日数を含む。(全額不支給の日数は含まない。)
 3 「金額」は、支給された金額である。(一部支給の金額を含む。)
 4 「減額金額」は、一部減額となった金額である。(全額不支給の金額は含まない。)
 5 「不支給日数」は、全額不支給の日数である。

9. 資格喪失者及び現存者の支給状況

傷病手当金の支給件数のうち、資格喪失者に対するものは19,351件で全体の22.01%、現存者に対するものは68,554件で全体の77.99%となっている。

傷病別に資格喪失者、現存者の支給状況をみると、資格喪失者の件数の構成割合では精神及び行動の障害(44.54%)、新生物(14.03%)、循環器系の疾患(12.52%)が高く、現存者の件数の構成割合は精神及び行動の障害(21.42%)、新生物(21.40%)、筋骨格系及び結合組織の疾患(11.46%)が高くなっている。(分析表第10表)

傷病別に全体の件数に対する資格喪失者の件数の構成割合をみると、精神及び行動の傷害(38.89%)、神経系の疾患(34.58%)、循環器系の疾患(24.32%)が高く、周産期に発生した病態(0.00%)、妊娠、分娩及び産じょく(1.21%)、感染症及び寄生虫症(9.37%)は低くなっている。(分析表第11表)

10. 都道府県別の支給状況

都道府県別の支給状況をみると、件数の割合では東京が全国の10.84%を占めていて最も高く、次いで大阪(8.08%)、福岡(5.97%)、愛知(5.88%)、北海道(4.44%)の順となっている。

被保険者千人当たり件数を都道府県別に比較すると、福岡(5.181件)、佐賀(5.010件)、鳥取(4.903件)、秋田(4.891件)が高く、富山(3.230件)、大分(3.589件)、山梨(3.595件)は低くなっている。

平均支給期間をみると、長いのは東京(180.29日)、大阪(179.89日)、千葉(178.01日)などであり、短いのは福井(126.48日)、山梨(137.12日)、山形(137.43日)などとなっている。

全受給者に対する減額者の割合は、富山(54.63%)、宮崎(53.13%)、岩手(52.74%)の順で高くなっており、全国のうち8都道府県が減額者の割合が50%を超えている。減額者の割合が低い順では、静岡(39.75%)、東京(39.83%)、大阪(40.74%)となっている。

全受給者に対する資格喪失者の割合は、東京(26.57%)、石川(26.35%)、京都(24.41%)の順で高くなっており、福井(14.94%)、山形(16.21%)、山梨(16.60%)の順で低くなっている。(分析表第12表)

都道府県別に全受給者の傷病別における件数の構成割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害、新生物の件数割合が高くなっており、精神及び行動の障害は東京(37.28%)、神奈川(30.39%)、大阪(30.38%)で30%を超えている。(表10)

また、資格喪失者の傷病別における件数の割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害の割合が最も高くなっており、東京、山梨、宮城では、50%を超えている。(表11)

表10 都道府県別 件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全 国	精神及び行動の障害	26.51	新生物	19.77	循環器系の疾患	11.08
北 海 道	新生物	25.26	精神及び行動の障害	22.69	循環器系の疾患	12.37
青 森	新生物	22.54	精神及び行動の障害	17.29	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.13
岩 手	精神及び行動の障害	21.60	新生物	21.30	循環器系の疾患	12.98
宮 城	精神及び行動の障害	26.42	新生物	22.05	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.97
秋 田	精神及び行動の障害	23.61	新生物	19.82	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.32
山 形	新生物	23.22			筋骨格系及び結合組織の疾患	12.64
福 島	新生物	23.07	精神及び行動の障害	22.27	循環器系の疾患	10.33
茨 城	精神及び行動の障害	22.90	新生物	21.09	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.19
栃 木	精神及び行動の障害	24.15	新生物	20.51	循環器系の疾患	12.27
群 馬	精神及び行動の障害	23.29	新生物	18.26	循環器系の疾患	12.33
埼 玉	精神及び行動の障害	23.48	新生物	21.87	循環器系の疾患	12.63
千 葉	精神及び行動の障害	26.69	新生物	21.22	循環器系の疾患	12.29
東 京	精神及び行動の障害	37.28	新生物	16.64	循環器系の疾患	11.03
神 奈 川	精神及び行動の障害	30.39	新生物	17.44	循環器系の疾患	12.05
新 潟	精神及び行動の障害	22.61	新生物	20.36	循環器系の疾患	12.62
富 山	新生物	20.47	精神及び行動の障害	20.21	循環器系の疾患	12.65
石 川	精神及び行動の障害	28.56	新生物	21.94	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.92
福 井	精神及び行動の障害	23.04	新生物	18.18	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.20
山 梨	精神及び行動の障害	26.51	新生物	20.04	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.54
長 野	精神及び行動の障害	26.20	新生物	20.32	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.34
岐 阜	精神及び行動の障害	23.84	新生物	17.80	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.66
静 岡	精神及び行動の障害	24.24	新生物	21.47	循環器系の疾患	12.12
愛 知	精神及び行動の障害	29.73	新生物	18.62	循環器系の疾患	11.27
三 重	精神及び行動の障害	22.00	新生物	19.32	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.80
滋 賀	精神及び行動の障害	22.37	新生物	18.93	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.95
京 都	精神及び行動の障害	29.95	新生物	18.51	循環器系の疾患	11.19
大 阪	精神及び行動の障害	30.38	新生物	19.44	循環器系の疾患	10.13
兵 庫	精神及び行動の障害	23.67	新生物	21.62	循環器系の疾患	11.97
奈 良	精神及び行動の障害	25.00	新生物	17.55	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.84
和 歌 山	精神及び行動の障害	20.41	新生物	20.14	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.14
鳥 取	精神及び行動の障害	26.92	新生物	18.74	循環器系の疾患 筋骨格系及び結合組織の疾患	9.37
島 根	新生物	22.09	精神及び行動の障害	21.79	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.94
岡 山	精神及び行動の障害	27.84	新生物	17.44	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.49
広 島	精神及び行動の障害	25.53	新生物	20.67	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.61
山 口	精神及び行動の障害	21.31	新生物	19.87	循環器系の疾患	13.88
徳 島	精神及び行動の障害	20.36	新生物	18.69	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.83
香 川	精神及び行動の障害	21.44	新生物	17.56	循環器系の疾患	12.28
愛 媛	精神及び行動の障害	24.10	新生物	21.23	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.12
高 知	精神及び行動の障害	24.41	新生物	19.25	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.13
福 岡	精神及び行動の障害	26.25	新生物	20.49	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.58
佐 賀	精神及び行動の障害	19.09	新生物	17.77	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.33
長 崎	精神及び行動の障害	23.17	新生物	20.70	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.03
熊 本	精神及び行動の障害	24.22	新生物	19.11	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.14
大 分	精神及び行動の障害	22.66	新生物	19.81	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.29
宮 崎	精神及び行動の障害	21.85	新生物	17.97	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.01
鹿 児 島	精神及び行動の障害	21.08	新生物	20.67	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.86
沖 縄	精神及び行動の障害	26.60	新生物	15.31	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.22

表11 都道府県別 資格喪失者の件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全 国	精神及び行動の障害	44.54	新生物	14.03	循環器系の疾患	12.52
北 海 道	精神及び行動の障害	40.53	新生物	19.26	循環器系の疾患	13.72
青 森	精神及び行動の障害	29.88	新生物	19.51	循環器系の疾患	15.85
岩 手	精神及び行動の障害	42.29	循環器系の疾患	17.14	新生物	12.00
宮 城	精神及び行動の障害	53.38	新生物	14.47	循環器系の疾患	10.29
秋 田	精神及び行動の障害	43.20	新生物	14.56	循環器系の疾患	13.59
山 形	精神及び行動の障害	46.10	新生物	23.40	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.22
福 島	精神及び行動の障害	43.97	新生物	12.41	循環器系の疾患	11.70
茨 城	精神及び行動の障害	36.39	新生物	17.09	循環器系の疾患	10.76
栃 木	精神及び行動の障害	37.22	新生物	19.17	循環器系の疾患	13.16
群 馬	精神及び行動の障害	38.62	循環器系の疾患	13.54	新生物	11.82
埼 玉	精神及び行動の障害	41.98	新生物	14.31	循環器系の疾患	13.36
千 葉	精神及び行動の障害	39.45	循環器系の疾患	15.57	新生物	15.14
東 京	精神及び行動の障害	53.81	新生物	12.01	循環器系の疾患	11.26
神 奈 川	精神及び行動の障害	45.93	循環器系の疾患	12.50	新生物	11.34
新 潟	精神及び行動の障害	41.79	循環器系の疾患	18.21	新生物	12.31
富 山	精神及び行動の障害	35.77	循環器系の疾患	16.06	新生物	14.60
石 川	精神及び行動の障害	48.95	新生物	17.15	循環器系の疾患	10.46
福 井	精神及び行動の障害	39.17	新生物	15.00	循環器系の疾患	14.17
山 梨	精神及び行動の障害	53.66	新生物	15.85	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.76
長 野	精神及び行動の障害	44.35	新生物	16.07	循環器系の疾患	11.90
岐 阜	精神及び行動の障害	39.15	循環器系の疾患	15.21	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.83
静 岡	精神及び行動の障害	42.33	新生物	17.67	循環器系の疾患	12.43
愛 知	精神及び行動の障害	46.92	循環器系の疾患	14.65	新生物	13.25
三 重	精神及び行動の障害	43.98	循環器系の疾患	13.69	新生物	11.62
滋 賀	精神及び行動の障害	40.00	新生物	15.88	循環器系の疾患	12.94
京 都	精神及び行動の障害	46.04	新生物	14.20	循環器系の疾患	10.55
大 阪	精神及び行動の障害	47.97	新生物	14.56	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.69
兵 庫	精神及び行動の障害	40.35	新生物	15.67	循環器系の疾患	11.47
奈 良	精神及び行動の障害	44.69	循環器系の疾患	17.32	新生物	11.17
和 歌 山	精神及び行動の障害	36.73	循環器系の疾患	12.93	新生物 筋骨格系及び結合組織の疾患	12.24
鳥 取	精神及び行動の障害	49.22	循環器系の疾患	10.94	新生物	10.16
島 根	精神及び行動の障害	37.21	筋骨格系及び結合組織の疾患	16.28	新生物	14.73
岡 山	精神及び行動の障害	44.97	新生物	12.85	循環器系の疾患	10.89
広 島	精神及び行動の障害	42.80	新生物	14.01	循環器系の疾患	10.12
山 口	精神及び行動の障害	39.25	循環器系の疾患	17.36	新生物	11.32
徳 島	精神及び行動の障害	32.81	循環器系の疾患	17.19	筋骨格系及び結合組織の疾患	16.41
香 川	精神及び行動の障害	38.38	循環器系の疾患	15.14	新生物	11.89
愛 媛	精神及び行動の障害	40.66	新生物 循環器系の疾患	15.74		
高 知	精神及び行動の障害	40.91	筋骨格系及び結合組織の疾患	16.23	新生物	14.94
福 岡	精神及び行動の障害	44.57	新生物	12.19	循環器系の疾患	12.10
佐 賀	精神及び行動の障害	40.74	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.81	新生物	12.35
長 崎	精神及び行動の障害	45.77	新生物	14.62	循環器系の疾患	11.54
熊 本	精神及び行動の障害	43.85	新生物	15.36	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.13
大 分	精神及び行動の障害	40.96	新生物	15.66	循環器系の疾患	12.05
宮 崎	精神及び行動の障害	46.41	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.35	新生物 循環器系の疾患	12.44
鹿 児 島	精神及び行動の障害	38.18	循環器系の疾患	16.52	筋骨格系及び結合組織の疾患	15.67
沖 縄	精神及び行動の障害	42.67	筋骨格系及び結合組織の疾患	14.66	新生物	13.36